

第2章

福 祉

住む安心を高める

～いつまでも暮らしたいひた～

施 策

- (1) 健康づくり、保健・医療の充実
- (2) 地域福祉の推進
- (3) 子ども・子育て支援の推進
- (4) 障がい者(児)福祉の充実
- (5) 高齢者福祉の充実
- (6) 防災・消防・救急体制の強化
- (7) 防犯体制、交通安全対策及び消費生活の充実



住む安心を高める ～いつまでも暮らしたいひた～

福祉 2-(1)

(1) 健康づくり、保健・医療の充実

- ① 健康づくりの推進と保健の充実
- ② 地域医療の充実



食育の取組

現状と課題

- ・地域における健康づくり施策は、自分自身の健康づくりに対して関心の低い無関心者層まで届きにくいいため、一人ひとりが健康づくりの選択ができる仕組みときっかけづくりの提供が必要です。
- ・日田市では、がん、心臓病、脳卒中が死亡原因の約半数を占め、主要な疾病も高血圧、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病の割合が高いことから、健康づくり（一次予防）、早期発見と早期治療（二次予防）、重症化の予防などの効果的な取組が必要となっています。
- ・「食」に対する関心は、少子高齢化や核家族化、共働き家庭の増加など社会環境の変化により多様化している現状があることから、各年代に応じた *₁ 食育の推進が必要です。
- ・感染症の予防や重症化の抑制のため、予防接種を推進していく必要があります。
- ・市民が必要とする医療サービスを受けられるよう、救急医療や *₂ へき地医療を確保するための取組の強化が一層求められています。
- ・感染症対策に必要な物品の備蓄など、*₃ 新感染症等に対応するための *₄ 健康危機管理体制の強化が必要です。



健活キャラクター「日田歩ちゃん」



食育の取組

*₁ 食育

食を通して、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育み、生きる力を身につけること。

*₂ へき地医療

山間部や離島など容易に医療機関を利用することができない地域で行われる医療。

*₃ 新感染症

人から人に伝染すると認められる感染症で、既知の感染症と症状などが明らかに異なり、まん延すると生命や健康に重大な影響を与える恐れがあるもの。

*₄ 健康危機管理体制

感染症や災害などにより生じる住民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して、健康被害の発生予防や拡大防止等を行う体制。



健康診断風景

基本方針

- ・*5 健康寿命の延伸を目標として、健康づくりを総合的に推進するため、各年代や分野に応じた健康づくりの取組を推進します。
- ・個人が健康づくりに取り組むきっかけを提供し、がんばりを引き出すための取組を推進します。また、自治会や住民組織、事業所などと協働して、個人が取り組む健康づくりを応援する環境を整備します。
- ・乳幼児から高齢者までの各年代に応じた食育の推進と、生活習慣病の予防や改善を目的に、食の重要性の意識づけや実践を推進します。
- ・予防接種への助成による経済的負担の軽減や情報発信により、接種率の向上に努めます。
- ・救急医療やへき地医療などの医療提供体制を維持します。
- ・災害時の感染症予防や新型インフルエンザ等への対策など、健康危機管理体制の充実を図ります。

主要施策と主な取組

① 健康づくりの推進と保健の充実

- ・個人の予防や健康づくりに向けたきっかけづくりの推進
- ・健康づくりのための運動の推進
- ・食育やバランスのとれた食生活の推進
- ・栄養や運動に関する*6健康づくりリーダーの育成と支援
- ・行政と民間事業所が連携した健康づくりの推進
- ・*7こころの健康づくりの推進
- ・特定健診、がん検診等の健康診査の受診率向上と保健指導の充実
- ・健康づくり教育及び予防接種事業の推進による疾病の予防や重症化予防の強化



ひた健康運動リーダー研修風景

② 地域医療の充実

- ・救急医療、へき地医療など安心できる医療体制の充実
- ・健康危機管理体制の充実

関連する主な計画

- ・日田市地域福祉計画 ・健康ひた21計画 ・日田市食育推進計画
- ・日田市高齢者保健福祉計画 ・日田市自殺対策計画 ・日田市定住自立圏共生ビジョン
- ・過疎地域自立促進計画

目標指標

指標名	基準値 (平成30年度)	目標値	
		令和5年度	令和9年度
*8 お達者年齢	男 78.73歳 女 83.53歳	男 79.89歳 女 83.76歳	男 80.82歳 女 83.94歳

*5 健康寿命

健康上の理由で日常生活を制限されずに過ごすことができる年齢。全国と都道府県の値が3年に1回公表される。

*6 健康づくりリーダー

健康づくりを目的に養成している食生活改善推進員、ひた健康運動リーダー、にこにこステップ運動リーダーなどの市民リーダー。

*7 こころの健康

自分の感情に気づいて表現できること(情緒的健康)、状況に応じて適切に考え、現実的な問題解決ができること(知的健康)、他人や社会と建設的でよい関係を築けること(社会的健康)を意味している。

*8 お達者年齢

大分県で独自の計算式により算出した健康に関する年齢。要介護2以上の認定を受けていない人を日常生活が自立しているとみなして算出している。



住む安心を高める ～いつまでも暮らしたいひた～

福祉 2 - (2)

(2) 地域福祉の推進

- ① 地域のつながりづくり
- ② 支えあう地域づくり
- ③ 身近な相談体制づくり
- ④ 暮らしを支える環境づくり

現状と課題

・少子高齢化や過疎化の進行により、地域社会を維持することが困難と思われる地域や、住民同士のつながりや地域活動を煩わしく思う人が多くなり、地域のつながりが希薄化しているところが増えている状況にあるため、地域力を結集し、人とのつながりの再構築を進めることが重要な課題となっています。

・そのため、市民一人ひとりにはもとより、*1 地域福祉活動を行う多様な主体による体制づくりや、地域の福祉ニーズに対応する人材の確保、育成が必要です。

・年齢や性別、障がいの有無に関わりなく、すべての人が住み慣れた地域で個人として尊重され、安心して生活できるよう、共助による新たな支援の仕組みや公的サービスのさらなる整備が求められています。

基本方針

・地域のつながりを強化するため、地区公民館・地区集会所などを活動拠点とし、地域での活動等の情報提供を行うとともに、地域活動の担い手を確保することで、地域での交流を促進し相互理解を深め、地域のつながりづくりを進めます。

・学校、地域、家庭等が連携して、人の命の尊さ、尊厳を認め合い、お互いが尊重しあう豊かな心を育むための福祉教育を推進します。また、福祉に携わる人材や団体を発掘、育成し、地域福祉の担い手づくりを目指します。

・地域住民が抱えている生活上の問題に対して、各行政機関、社会福祉協議会、*2 地域包括支援センター、自治会、民生委員などと連携して、その解決に当たるための体制を構築します。

・誰もが安心して暮らせるための社会資源の整備を目指すとともに、高齢者の見守りや災害時の支援体制を構築するなど、住み慣れた地域での暮らしを支える環境づくりを目指します。



市街地のバリアフリー調査の様子
(日田市バリアフリー探検隊)

*1 地域福祉活動

地域福祉サービスが必要とする個人、家族の自立を支援し、それを可能とする地域社会の結合及び対人サービス体系の創設、改善、動員、運用などを進める活動。

*2 地域包括支援センター

地域の高齢者等が、住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、相談支援・権利擁護・介護予防支援などの業務を行う機関。



市民健康福祉まつり

***3 NPO**

Non Profit Organizationの略。特定非営利活動法人や営利を目的としない公共的な活動を行う市民活動団体。

***4 要保護者**

現に生活保護を受けているとしないに関わらず、保護を必要とする状態にある人。

***5 生活困窮者**

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人。

***6 成年後見制度**

認知症、知的障がい、精神疾患等の精神上の障がいにより、判断能力が十分でない人の権利や財産を守り、保護するために援助者を選任する制度。

***7 ユニバーサルデザイン**

年齢・性別・国籍・個人の能力に関わらず、より多くの人が利用可能なように、利用者本位・人間本位の考え方に立ってデザインすること。

主要施策と主な取組

① 地域のつながりづくり

- ・地域内での交流の促進及び地域活動の担い手の確保
- ・活動拠点の確保及び地域活動の情報提供
- ・学校教育及び社会教育における福祉教育の推進

② 支えあう地域づくり

- ・ボランティア、*3 NPOの育成及び活動支援
- ・地域福祉の担い手の育成及び活動支援

③ 身近な相談体制づくり

- ・関係機関との連携強化等による相談機能の充実
- ・*4 要保護者への公正かつ適切な支援
- ・要保護者及び*5 生活困窮者の経済的自立に向けた相談支援及び就労支援
- ・地域福祉情報の積極的な提供

④ 暮らしを支える環境づくり

- ・安心して外出できる環境整備
- ・地域で支えあうためのネットワークづくり
- ・*6 成年後見制度の活用など権利擁護の推進
- ・*7 ユニバーサルデザインの推進

関連する主な計画

- ・日田市地域福祉計画

目 標 指 標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		令和5年度	令和9年度
生活困窮者の就労者数(年間)	5人	10人	10人



住む安心を高める ～いつまでも暮らしたいひた～

福祉 2 - (3)

(3) 子ども・子育て支援の推進

- ① 幼児期における教育・保育施設の充実
- ② 地域における子ども・子育て支援の充実
- ③ 子育て世帯への経済的な支援
- ④ 子ども・子育て支援関連施策の推進



よちよちルーム(子育て座談会)

現状と課題

- ・少子化が進む中、核家族化の進行や共働き家庭の増加等を背景に、幼児期における教育・保育施設の利用児童数は横ばいで推移する中、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されています。
- ・幼児期における教育・保育施設や地域における子ども・子育て支援事業の利用状況と合わせて、保護者ニーズに対応できるための提供体制の確保と、さらなる質の向上を図る必要があります。
- ・子どもの健やかな成長に向けて、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、妊娠・出産・育児・子育て期にかけて、切れ目のない子ども・子育て支援策を引き続き連携させていく必要があります。
- ・妊娠・出産から乳幼児期等に至るまでの子育てに要する費用は多岐分野にわたっており、子育てに関する経済支援はニーズが高い状況です。
- ・ひとり親家庭など、より多くの経済支援を必要とする家庭の状況を踏まえて、引き続き、必要とされる人への経済的負担の軽減が図られる施策を実施していく必要があります。
- ・近年、子育て家庭や子どもを取り巻く環境は大きく変化し、その背景も複雑化しているため、子どもが健やかに育成される環境の整備や、児童虐待の早期発見と防止に努めることが重要です。

基本方針

- ・すべての子どもが幸せに育つことを応援するため、幼児期の教育・保育の拡充や質の確保などの提供を図りながら、地域における子育て支援事業や施設の整備に努めます。
- ・すべての子ども・子育て家庭の応援のため、各種保育機能の充実など様々な子育て支援の充実を図ります。
- ・子ども・子育て家庭の経済的な支援を推進します。
- ・専門的な支援が必要な子どもとその家庭に対して、関係機関との連携強化を図りながらきめ細かな取組を推進します。
- ・子どもの健やかな成長を目指し、保護者が気軽に相談できる環境の充実や、育児力の低下している家庭や育児に不安を抱える保護者への支援を推進します。



子育て支援センターの活動

***1 延長保育**

認定こども園や保育園等に在園している児童に対し、時間を延長して保育を実施すること。

***2 一時預かり**

認定こども園や保育園等に入園していない児童等が、家庭での保育が困難となった際に、一時的に認定こども園や保育園で預かるサービス。

***3 病児・病後児保育サービス**

病気の回復期に至っていない児童(病児)や病気の回復期の児童(病後児)を対象とした一時的な保育サービス。

***4 放課後児童クラブ**

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後の余裕教室等を使用して居場所を提供するサービス。

***5 認定こども園**

幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設。

***6 子ども医療費**

出生の日から15歳年齢到達後最初の3月31日までの間の子どもの医療費。

主要施策と主な取組

① 幼児期における教育・保育施設の充実

- ・教育・保育施設等の提供体制の確保
- ・教育・保育施設等の環境整備

② 地域における子ども・子育て支援の充実

- ・就学前の子どもに対する子育て支援の充実
- ・*₁延長保育や*₂一時預かり等の各種保育サービスの推進
- ・*₃病児・病後児保育サービスの提供
- ・*₄放課後児童クラブの設置や既存クラブの環境改善
- ・子どもの新たな居場所づくりへの支援

③ 子育て世帯への経済的な支援

- ・保護者負担(*₅認定こども園、放課後児童クラブ等)の軽減
- ・*₆子ども医療費や予防接種等の助成による負担の軽減
- ・母子及び父子家庭の自立支援の推進

④ 子ども・子育て支援関連施策の推進

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・妊娠から出産、育児へと総合的かつ継続的な相談・指導などの支援体制の充実
- ・子どもと子育てを総合的に支援する拠点の創設
- ・不妊治療費の助成による負担の軽減



高校生の育児体験

関連する主な計画

- ・日田市地域福祉計画 ・“ひたっ子”子ども・子育て応援プラン ・日田市教育大綱
- ・健康ひた21計画 ・過疎地域自立促進計画

目標指標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		令和5年度	令和9年度
病児・病後児保育施設数	1箇所	3箇所	3箇所
放課後児童クラブ設置数	17箇所	19箇所	19箇所
麻疹・風しん混合ワクチン1期(1歳)、 2期(小学校就学前1年間)の接種率	1期 95% 2期 95%	1期 95% 2期 95%	1期 95% 2期 95%



住む安心を高める ～いつまでも暮らしたいひた～

福祉 2 - (4)

(4) 障がい者(児)福祉の充実

- ① 障がい者(児)の自立と社会参加及び地域での交流の促進
- ② 障がい保健福祉サービスの充実
- ③ 相談支援体制の充実

現状と課題

- ・障がい者(児)の高齢化や障がいの重度化、重複化が進行しており、障がいの種別や程度に応じた総合的かつきめ細かな対応が求められています。
- ・障がい者(児)の社会参加を促進するためには、障がい者(児)に対する正しい知識の普及と啓発が必要となっています。障がいの有無に関わらず、共に生活し活動できる共生社会の実現に向けた各種施策の推進が必要です。
- ・今後、確実に予想される「親亡き後」の問題を含め、障がい者(児)が住み慣れた地域で安心して生活するために、障害福祉サービスの充実が求められています。また、それらのサービスを有効かつ適正に活用するためには、相談支援体制の充実、強化の推進が必要です。
- ・*1 障害者差別解消法等に基づいた差別解消の周知、啓発及び施策の展開が求められています。
- ・障がい者の自立支援のために、障がい者とその適性と能力に応じて就労できる環境の整備が求められています。

基本方針

- ・障がいのある人もない人も、誰もがお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現を目指します。
- ・障がい者(児)が住み慣れた地域の中で安心して自立した生活ができるように、障害福祉サービスの充実や働く場の創出と拡大に努めます。
- ・障がい者(児)が自らの主体的な決定でサービスを選択し、あらゆる活動に参加できる支援体制の確立を目指します。
- ・障がい者(児)の活動を制限し社会参加への障壁となっているものを除去し、障がいによる差別の解消に向けた取組を実施します。
- ・相談支援体制のさらなる充実を推進していきます。
- ・障がい児の発育段階や特性などに応じた教育の推進や*2 療育機能の向上に努めます。



就労継続支援事務所での作業の様子



日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例イメージキャラクター ポップスクン

***1 障害者差別解消法**
不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮を行うことについて、国・地方公共団体、民間事業者などに義務付けた法律。

***2 療育機能**
障がいのある児童が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育・教育の機能。

主要施策と主な取組

① 障がい者(児)の自立と社会参加及び地域での交流の促進

- ・障がいを理由とする差別のない共生社会の実現
- ・地域活動などを通じて交流する機会の充実
- ・相互理解のための啓発・広報活動の推進
- ・*₃ 日中活動系サービスの充実
- ・*₄ 居住系サービスの充実
- ・就労支援の促進
- ・*₅ 地域生活支援事業の推進
- ・文化、スポーツ活動の支援

② 障がい保健福祉サービスの充実

- ・*₆ 訪問系サービスの充実
- ・障がい児の療育機能の充実

③ 相談支援体制の充実

- ・相談支援体制の強化と充実
- ・障がい者(児)虐待防止対策の充実



第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会演劇発表の様子

*₃ 日中活動系サービス

障がい者(児)の日常生活に対して、生活介護や自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所などのサービスを提供すること。

*₄ 居住系サービス

自宅外で生活する障がい者に対して、共同生活援助(グループホーム)や施設入所などの支援を行うこと。

*₅ 地域生活支援事業

障がいのある方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により実施する生活支援事業。

*₆ 訪問系サービス

自宅で生活する障がい者(児)に対して、居宅介護(ホームヘルプ)や重度訪問介護、同行援護、行動援護などのサービスを提供すること。

*₇ グループホーム

居住系サービスのひとつ。共同生活を行いながら食事や日常生活に必要なサービスを受けることができる施設。

関連する主な計画

- ・日田市地域福祉計画
- ・日田市障がい者計画
- ・日田市障がい福祉計画
- ・日田市障がい児福祉計画
- ・過疎地域自立促進計画



障がい者相談支援

目 標 指 標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		令和5年度	令和9年度
障がい者の新規一般就労者数(年間)	32人	40人	40人
障害福祉サービスの* ₇ グループホーム利用者数(年間)	81人	119人	143人



住む安心を高める ～いつまでも暮らしたいひた～

福祉 2 - (5)

(5) 高齢者福祉の充実

- ① 高齢者の積極的な社会参加
- ② 高齢者の福祉を支える社会的基盤の確立
- ③ 高齢者の生活支援及び介護予防の推進
- ④ 介護サービスの質の向上と
介護サービス基盤の整備



介護予防事業（おごこ元気アップ広場）

現状と課題

- ・明るく活気に満ちた高齢化社会を実現するために、健康づくりや介護予防の充実を図り、積極的に社会参加ができるよう取り組んでいく必要があります。
- ・支え合う地域の形成のためには、高齢者の見守り体制の充実と住民が互いに支え手となる必要性を十分に理解されるような取組が必要です。
- ・高齢者が住みなれた地域で安心して生活していけるよう、*₁ 地域包括ケアシステムの実現に向け、在宅医療・介護連携等の推進を図っていく必要があります。
- ・認知症高齢者に対する必要な介護や*₂ 生活支援サービスの充実のためには、認知症に関する市民の理解を深めることや認知症の人の視点に立った取組が必要です。
- ・今後、ますます介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、介護職員の人材育成に取り組んでいく必要があります。

基本方針

- ・高齢者が健康で、生きがいをもって積極的に社会参加ができるような取組を推進します。
- ・高齢者の状況に応じた適切な生活支援・*₃ 介護予防サービスの提供体制づくりに取り組みます。
- ・認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳を保ちながら生活できるよう、包括的、継続的な支援体制を推進していきます。
- ・高齢者が可能な限り住み慣れた地域や家庭で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が切れ目なく提供される仕組みである地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を進めます。
- ・利用者のサービスに対する権利保障を進めるとともに、介護職員の人材育成に取り組みます。

*₁ 地域包括ケアシステム

地域の实情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活が包括的に提供される仕組み。

*₂ 生活支援サービス

高齢者の在宅生活を支えるために必要な見守りや外出支援、買い物、調理、掃除といった家事支援等のサービス。

*₃ 介護予防サービス

介護が必要な状態が悪化しないようにするため、施設への通所や自宅への訪問により提供されるサービス。

主要施策と主な取組

- ① 高齢者の積極的な社会参加
 - ・高齢者の社会参加の支援
 - ・高齢者の生きがい活動の支援
- ② 高齢者の福祉を支える社会的基盤の確立
 - ・地域包括ケアシステムの実現に向けた取組の推進
 - ・高齢者の見守り体制の確立に向けた取組の支援
 - ・高齢者福祉施設に関する整備方針の検討
- ③ 高齢者の生活支援及び介護予防の推進
 - ・生活支援サービスの充実
 - ・居住環境等の整備
 - ・*4 介護予防事業の推進
- ④ 介護サービスの質の向上と介護サービス基盤の整備
 - ・介護事業所への指導、介護職員の人材育成
 - ・介護関連施設、事業所及び生活支援のための施設の整備



介護予防事業（健康クラブ中城）

関連する主な計画

- ・日田市地域福祉計画 ・健康ひた21計画
- ・日田市高齢者保健福祉計画 ・過疎地域自立促進計画

目 標 指 標

指標名	基準値 (平成30年度)	目標値	
		令和5年度	令和9年度
*5 認知症サポーター数(累計)	7,090人	10,000人	12,400人

*4 介護予防事業

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐこと、要支援・要介護状態になっても状態の改善・維持・悪化の遅延を図ることを目的とした事業。

*5 認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講した人で、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。





住む安心を高める ～いつまでも暮らしたいひた～

福祉 2 - (6)

(6) 防災・消防・救急体制の強化

- ① 防災体制の整備と減災対策の推進
- ② 危機管理体制の確立
- ③ 自然災害による被災者の生活再建
- ④ 消防、救急救助体制の連携と消防設備の整備
- ⑤ 救急疾患への対応



女性消防団員による吹き出し訓練

現状と課題

- ・本市は、気象や地形、地質、行政区域が広い等の地域特性から、自然災害の危険箇所が多数存在し、また、「平成24年九州北部豪雨」や「平成28年熊本地震」、「平成29年九州北部豪雨」等の大規模災害を教訓に、*₁ 自主防災組織の育成など、*₂ 減災につながる対策の充実強化が喫緊の課題です。
- ・近年、災害が激甚化する中、住民主体の防災対策への転換が必要となっています。災害時に住民自らが、迅速かつ的確な対応がとれるよう、住民主体の避難行動を支援する防災情報の提供のあり方など、危機管理体制の確立が求められています。
- ・豪雨や地震など大規模な自然災害の発生時においては、関係機関と連携した災害支援物資の調達や被災地の感染症予防対策など、早期復旧と生活基盤安定のための被災者支援が必要です。
- ・消防、救急、救助などに対する市民ニーズの高まりや、多様化する災害に的確に対応していくため、消防体制の充実が必要ですが、消防団員数の減少が続いており、地域防災力の低下が懸念されています。
- ・市民の安全安心を守るため、万が一の救命対策として主な公共施設への計画的な *₃ AED（自動体外式除細動器）の設置を行っており、その適正管理とすべての職員が緊急時に対応できる教育と訓練が必要です。

基本方針

- ・複雑、多様化する風水害及び地震等の災害から市民の生命と財産を守るため、これまでの災害対応における検証結果等を踏まえ、災害時の初動体制や災害対応の長期化に備えた体制への見直しを行うとともに、関係機関との連携強化を図りながら、危機管理体制の充実に努めます。
- ・市民一人ひとりが自分の住む地域での *₄ 「自助」「共助」「公助」の認識を明確にするとともに、自主防災組織の強化や *₅ 防災士の配置を進めながら、災害に強く安心して住み続けられるまちづくりを推進します。
- ・自然災害に被災した市民に対し、早期に生活の安定が図られるよう生活基盤再建の支援を行います。
- ・火災や事故などへの迅速な対応ができるよう、関係機関との協力体制や消防、救急体制の整備と消防団員の加入促進に努めます。
- ・AEDを適切に管理するとともに、設置場所等の情報提供に努めます。
- ・市職員及び指定管理者制度を導入している施設の職員に対する救急救命研修会を開催し、教育と訓練により緊急時に対応できる人材育成を推進します。

*₁ 自主防災組織

災害時等に自分たちの地域を自分たちで守るため、住民が自主的に結成する組織。被害の防止や軽減のための活動を地域で行う。

*₂ 減災(げんさい)

避けることのできない自然災害による被害をできるだけ小さくするための取組。

*₃ AED(自動体外式除細動器)

致死性の不整脈の状態を、心臓にショックを与えることで正常な状態に戻す器械。

*₄ 「自助」「共助」「公助」

「自助」は自分の責任で自分自身が行うこと。「共助」は自分だけでは解決や行うことが困難なことを周囲や地域で協力して行うこと。「公助」は個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことを公共(公的機関)が行うこと。

*₅ 防災士

災害と防災に関する講習会等に参加して認証を受けた人。災害に関する知識と対応するための技能を持ち、自主防災組織などで中心的な役割を担う。



防災ラジオ

主要施策と主な取組

- ① 防災体制の整備と減災対策の推進
 - ・*₆ 災害ハザードマップの周知活用
 - ・自主防災組織の充実強化と活動支援
 - ・防災士の養成及び防災士同士の連携強化
 - ・確実な情報伝達と迅速化
 - ・災害時における*₇ 要配慮者の把握体制の整備と*₈ 福祉避難所の指定
- ② 危機管理体制の確立
 - ・地域防災計画の継続的な見直し
 - ・災害対策本部の機能強化
 - ・*₉ 業務継続計画(BCP)の浸透
- ③ 自然災害による被災者の生活再建
 - ・住宅再建、生活再建への支援
- ④ 消防、救急救命体制の連携と消防設備の整備
 - ・消防団員の確保
 - ・消防本部、消防署、消防団との連携強化
 - ・消防、救急資機材及び施設の整備
- ⑤ 救急疾患への対応
 - ・AEDの適正管理
 - ・AED設置施設関係者に対する救命処置の普及啓発の推進



光岡地区住民と関係機関との合同防災訓練



防災士の資格取得に向けた救急救命講習

*₆ 災害ハザードマップ

豪雨時の浸水や土砂災害の可能性のある区域のほか、市の指定避難所などを確認することができる地図。

*₇ 要配慮者

高齢者や障がい者、妊婦、乳幼児など特別な配慮を要する人。

*₈ 福祉避難所

高齢者や障がい者等で、一般の避難所(公民館や学校の体育館など)における避難生活が著しく困難となった人を受け入れる避難所。災害時に必要に応じて開設される二次避難所。

*₉ 業務継続計画(BCP)

災害時に人や物、情報などの利用できる資源に制約がある状況で、優先的に実施する業務をあらかじめ特定し、手順や必要な資源の確保を定めた計画。

関連する主な計画

- ・日田市地域防災計画 ・日田市国民保護計画 ・過疎地域自立促進計画
- ・日田市水防計画 ・日田市定住自立圏共生ビジョン

目標指標

指標名	基準値 (年度)	目標値	
		令和5年度	令和9年度
自治会への防災士配置率	70.5% (平成30年度)	87.7%	100%
消防団員数	1,039人 (平成27年度)	1,039人	1,039人

住む安心を高める ～いつまでも暮らしたいひた～

福祉 2 - (7)

(7) 防犯体制、交通安全対策及び消費生活の充実

- ① 防犯意識の高揚及び環境づくり
- ② 交通安全意識の高揚及び環境づくり
- ③ 消費者の意識啓発
- ④ 消費生活相談に関する体制の充実



消費生活展の様子

現状と課題

- ・*₁ ストーカーや*₂ 特殊詐欺、声掛け事案など、子どもや女性、高齢者を狙った犯罪が後を絶たない状況です。このため、これらの犯罪を未然に防ぎ市民が安心して暮らせるよう、地域と関係者が一体となった防犯活動が求められています。
- ・急速な高齢化の進展に伴う高齢者の交通事故が社会問題となっていることから、運転免許証の自主返納の推奨や交通安全の意識を高揚させるための取組など、交通事故を防止する対策が求められています。
- ・市に寄せられる消費生活相談は、インターネット等の利用や巧妙化する悪質商法に関するものが増加しており、消費者には自ら被害を防止できる情報の取得や知識の習得、判断力が求められています。このため、消費者被害の予防や救済に関する情報の一層の啓発と普及が必要となっています。
- ・日常生活に必要な商品やサービスは多様化・複雑化しており、消費生活に関する相談窓口には法的な専門知識だけでなく、商品・サービスの品質や内容などに関する幅広い知識と問題解決に向けた体制の整備が求められています。



消費生活相談の様子

基本方針

- ・犯罪のない明るい社会を築いていくため、地域や団体、関係機関と協力した防犯活動を実施するとともに、自主防犯活動を支援し生活安全に関する市民意識の高揚を図ります。
- ・人と車の共生を目指して、安全で快適な交通社会を実現させるため、地域や関係団体と協力して交通安全の啓発活動を推進していくことで、運転者と歩行者双方の交通安全意識の高揚に努めます。
- ・消費者情報を様々な機会や多様な広報媒体を活用して、継続的かつきめ細かな情報提供を行うとともに、正しい知識の啓発と普及に努めます。
- ・*₃ 消費生活相談員の相談対応能力の向上を図るため、*₄ 国民生活センターや県をはじめとする関係機関と連携を図り、迅速かつ適切に対応できる消費生活に関する相談体制の充実に努めます。

*₁ ストーカー

特定の人またはその家族につきまとい行為等を繰り返す人。

*₂ 特殊詐欺

電話やメール等の通信手段で相手を騙し、振込やその他の方法により、現金や電子マネーを騙し取る詐欺。

*₃ 消費生活相談員

消費生活上の商品やサービスの契約などに関する相談を受け、自主解決に向けての助言や情報提供を行う専門の相談員。

*₄ 国民生活センター

消費者問題に関する中核的な実施機関として設立された独立行政法人。中央省庁や地方自治体が運営する消費生活センターと連携して消費者問題に取り組んでいる。

主要施策と主な取組

① 防犯意識の高揚及び環境づくり

- ・地域や団体との協力による防犯活動の実施
- ・自主防犯活動の支援
- ・自主防犯活動組織や警察等の関係機関との連携
- ・生活安全知識の普及
- ・自治会等が行う防犯灯などの整備に対する支援

② 交通安全意識の高揚及び環境づくり

- ・交通安全運動、交通安全教育の推進
- ・高齢者等への交通安全意識の啓発
- ・交通安全施設の整備
- ・高齢者の交通事故抑制に向けた取組の推進

③ 消費者の意識啓発

- ・*5 消費生活講座の推進
- ・消費者被害防止のための消費者意識の啓発や知識の普及
- ・消費生活に関する情報提供

④ 消費生活相談に関する体制の充実

- ・消費生活相談の充実



高齢者等への交通安全意識の啓発

関連する主な計画

- ・日田市交通安全計画

目 標 指 標

指標名	基準値 (平成27年度)	目標値	
		令和5年度	令和9年度
*6 自主防犯組織数	30団体	33団体	34団体
消費生活講座参加者数(年間)	348人	400人	400人

*5 消費生活講座

自立した消費者を育成するため、消費生活に関する基礎的な知識の習得や情報を提供するための講座。

*6 自主防犯組織

安心・安全なまちづくりのために、地域で自主的に防犯活動に取り組んでいる組織。

